

平成24年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成24年度9月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成24年9月定例会議案説明資料目次

総務部

## 【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算説明資料	(総括表)		4
		税務課		5
		関西本部		6
名古屋代表部			8	
	人権局 人権・同和対策課		9	
3 歳入歳出事項別明細書			10	
4 債務負担行為に関する調書			14	

## 【予算関係以外】

### (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第7号	鳥取県税条例の一部改正について	税務課	15

### (報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について (平成24年7月30日専決)	行財政改革局 人事企画課	18
	(15) 鳥取県税条例の一部改正について (平成24年9月1日専決)	税務課	21
	(16) 県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てに係る訴えの提起について (平成24年9月1日専決)	税務課	24
第6号	長期継続契約の締結状況について	東京本部ほか	25

平成24年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	775,207	5,000	780,207
9 国庫支出金	42,225,790	366,258	42,592,048
10 財産収入	1,204,051	1,727	1,205,778
11 寄附金	1,060,000	1,000	1,061,000
12 繰入金	19,150,029	84,232	19,234,261
13 繰越金	2,832,458	388,381	3,220,839
14 諸収入	11,441,484	2,500	11,443,984
15 県債	52,731,000	76,000	52,807,000
歳入合計	335,064,585	925,098	335,989,683

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	24,930,939	80,174	25,011,113	62,075		5,000	13,099
3 民生費	42,487,025	186,817	42,673,842	3,695		176,310	6,812
4 衛生費	13,864,919	142,303	14,007,222	5,964		5,170	131,169
5 労働費	4,757,428	54,744	4,812,172	3,108			51,636
6 農林水産業費	24,971,844	101,825	25,073,669	13,200	4,000	5,000	79,625
7 商工費	13,809,853	113,495	13,923,348	272,521		△ 99,521	△ 59,505
8 土木費	45,308,537	7,608	45,316,145		1,000	2,500	4,108
9 警察費	16,298,052	58,331	16,356,383	5,695			52,636
10 教育費	70,265,282	179,801	70,445,083		71,000		108,801
歳出合計	335,064,585	925,098	335,989,683	366,258	76,000	94,459	388,381

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	110,170	3,000	113,170	1 農地費分担金	3,000	土地改良費分担金
計	177,703	3,000	180,703			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	289,875	2,000	291,875	1 農地費負担金	2,000	土地改良費負担金
計	597,504	2,000	599,504			

9款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 労働費国庫負担金	18,237	3,108	21,345	1 職業訓練費負担金	3,108	職業訓練総務費負担金
計	14,977,023	3,108	14,980,131			

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,145,280	62,075	1,207,355	2 防災費補助金	62,075	防災総務費補助金
2 民生費国庫補助金	1,126,840	3,695	1,130,535	1 社会福祉費補助金	3,695	社会福祉総務費補助金 3,320 老人福祉費補助金 130 障がい者自立支援事業費補助金 245
3 衛生費国庫補助金	1,221,758	5,964	1,227,722	1 公衆衛生費補助金	5,964	生活習慣病予防対策費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	5,318,403	13,200	5,331,603	1 農業費補助金 3 農地費補助金	3,200 10,000	農作物対策費補助金 土地改良費補助金
6 商工費国庫補助金	23,954	272,521	296,475	1 観光費補助金	272,521	観光費補助金
8 警察費国庫補助金	313,463	5,695	319,158	2 警察活動費補助金	5,695	刑事警察費補助金
計	26,392,964	363,150	26,756,114			

10款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 利子及び配当金	370,777	1,727	372,504	1 利子及び配当金	1,727	
計	587,798	1,727	589,525			

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
4 衛生費寄附金	0	1,000	1,000	1 医薬費寄附金	1,000	薬務費寄附金
計	1,060,000	1,000	1,061,000			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
2 鳥取力創造運動推進基金繰入金	922,373	△ 96,248	826,125	1 鳥取力創造運動推進基金繰入金	△ 96,248	計画調査費充当 観光費充当 3,273 △ 99,521
8 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	414,808	44,735	459,543	1 障がい者自立支援対策臨時特例基金繰入金	44,735	障がい者自立支援事業費充当
12 安心こども基金繰入金	279,802	85,520	365,322	1 安心こども基金繰入金	85,520	児童福祉総務費充当
15 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	185,681	40,307	225,988	1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金繰入金	40,307	老入福祉費充当
17 自殺対策緊急強化基金繰入金	68,049	4,170	72,219	1 自殺対策緊急強化基金繰入金	4,170	健康県づくり推進費充当
25 とっとり支え愛基金繰入金	247,893	5,748	253,641	1 とっとり支え愛基金繰入金	5,748	障がい者自立支援事業費充当
計	19,076,557	84,232	19,160,789			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
1 繰越金	2,832,458	388,381	3,220,839	1 前年度繰越金	388,381	
計	2,832,458	388,381	3,220,839			

14款 諸収入

5項 受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
31 四十曲トンネル岡山県受託事業収入	0	2,500	2,500	1 四十曲トンネル岡山県受託事業収入	2,500	
計	2,643,970	2,500	2,646,470			

15款 県債

1項 県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区 分	金額 千円	
3 農林水産業債	2,069,000	4,000	2,073,000	2 農地債	4,000	土地改良費充当
5 普通土木債	10,687,000	1,000	10,688,000	3 港湾債	1,000	空港費充当
7 教育債	3,199,000	71,000	3,270,000	1 教育総務債	71,000	教育財産管理費充当
計	52,731,000	76,000	52,807,000			

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
税務課	14,764,372	3,954	14,768,326				3,954	
関西本部	87,488	5,238	92,726				5,238	
名古屋代表部	9,312	6,353	15,665				6,353	
人権局 人権・同和対策課	464,210	2,977	467,187				2,977	
合計	81,977,304	18,522	81,995,826				18,522	

<説明>

税務課

県税収納管理事業(3,954千円)

関西本部

(新)[債務負担行為]’13食博覧会・大阪出展事業  
鳥取自動車道全通に向けた関西圏における情報発信事業(5,238千円)

名古屋代表部

(新)鳥取自動車道全通に向けた中京圏における情報発信事業(6,353千円)

人権局

人権・同和対策課

(新)拉致被害者等帰国時生活再建対策事業費(2,977千円)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税費

税務課(内線:7051)

2目 賦課徴収費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県税収納管理事業	1,044,689	3,954	1,048,643				3,954	
トータルコスト	1,326,299	3,954	1,330,253	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	35.0人	0.0人	35.0人	証紙代金収納計器の購入				
工程表の政策目標(指標)	「鳥取県の将来ビジョン」を実現する基となる財源を確保するため、自主財源(県税収入)を確保する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

自動車税・自動車取得税の収納に使用している証紙代金収納計器(2台)の購入に要する経費。

2 主な事業内容

県税の収納・管理事務及び徴収(滞納整理)事務の一つとして、自動車の新規登録等により随時課税される自動車税、自動車(軽自動車含む)の取得により課税される自動車取得税については、地方税法で証紙により徴収することとなっており、さらに県税条例及び県収入証紙規則により、収入証紙を貼付する代わりに証紙代金収納計器によって税金を納付した旨の表示を刻印しているところである。

今回、証紙代金収納計器の老朽化が進み、故障が頻発しており、収納業務に支障が生じるおそれがあることから、購入することとしたもの。

(参考1) 自動車税・自動車取得税の税収(平成23年度)

自動車税(新規登録等による証紙徴収分)	244,084千円
自動車取得税(軽自動車含む)	761,763千円
合計	1,005,847千円

(参考2) 証紙代金収納計器の設置状況

設置年月	平成11年8月(経過年数13年)
設置場所	鳥取運輸支局及び軽自動車検査協会に各1台、計2台
取得価格	4,284千円(2台分)
使用者	鳥取県自動車団体連合会(証紙小売りさばき人)に無償貸与
その他	証紙代金収納計器の修理点検費用は、使用者が負担。

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-3955）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 「13食博覧会・大阪」出展事業	債務負担行為 0	債務負担行為 14,050	債務負担行為 14,050			(諸収入) 債務負担行為 495	債務負担行為 13,555	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務、出展内容調整等				
工程表の政策目標(指標)	販路開拓コーディネーターによる定番商品の増加 鳥取自動車道全線開通を念頭ににおいた観光入込客数の増							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>約60万人が来場する関西圏屈指の食及び観光のイベント「13食博覧会・大阪」は、県外観光客の約4割を関西圏の誘客で占める本県にとって、本県の魅力をPRし、観光誘客につなげる大きな好機であるとともに、県内事業者（生産者）が消費地から直に情報収集及び新商品のテストマーケティングを行う好機でもあることから出展を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>「食博覧会・大阪」に出展（5ブース）</p> <p>(1) とっとりの匠の技術と県産新商品紹介及びその素材を活用した料理教室等のブース</p> <p>(2) 県産新商品の物販（試食PR）ブース</p> <p>(3) 観光と食を連動させたPRブース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、観光協会等と連携したPRブース</li> <li>・熟年層をターゲットとし、映像等を用いて、県内への宿泊旅行をPRするブース</li> <li>・ファミリー層をターゲットとし、遊びも交えて、県内への宿泊旅行をPRするブース</li> </ul> <p>3 債務負担行為の内容</p> <p>期間：平成25年度</p> <p>限度額：14,050千円（企業からの参加料495千円、一般財源13,555千円）</p> <p>(参考) 食博覧会の概要</p> <p>(1) 名称 13食博覧会・大阪（8回目）</p> <p>(2) 会期 2013年4月26日（木）～5月6日（日） 11日間</p> <p>(3) 会場 インテックス大阪</p> <p>(4) 来場者 約60万人</p> <p>(5) 開催実績 1985年（第1回）から4年ごとに開催</p>								



平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-3955）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
鳥取自動車道全通に向けた関西圏における情報発信事業	13,950	5,238	19,188				5,238																
トータルコスト	17,973	5,238	23,211	(補正に係る主な業務内容)																			
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	企画調整業務、契約・支払業務																			
工程表の政策目標(指標)	鳥取自動車道全線開通を念頭においた観光入込客数の増																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>関西圏は本県の観光客誘致にとって、非常に大きな商圏であり、本県の認知度や好感度向上を図るため、各種情報発信に取り組んでいるところである。</p> <p>しかし、今年のゴールデンウィークの観光入込客数が対前年比△4%となり、伸び悩みを見せている現状を踏まえ、県内温泉地への誘客促進や春先からゴールデンウィーク（平成25年3月～5月）を見据えた魅力発信を行い観光誘客につなげる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>関西で特色がある媒体や、鳥取自動車道の利用が想定される客層を訴求対象とする媒体において、さまざまな本県PRを行うことにより、複合的なメディアミックスによる相乗的な魅力発信につなげる。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>所要額</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あまから手帖</td> <td>2,730千円</td> <td>関西の影響のある財界人等に鳥取の魅力を語ってもらい、食と鳥取自動車道に絡めてPR記事を掲載 (13P編集タイアップ記事)</td> </tr> <tr> <td>大手新聞</td> <td>1,008千円</td> <td>関西の大手新聞紙面に広告掲載 (3回、概ね半5段)</td> </tr> <tr> <td>関西ローカルのテレビ番組</td> <td>1,500千円</td> <td>関西のローカルテレビ番組でPRコーナーを放映(1回)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,238千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									媒体	所要額	概要	あまから手帖	2,730千円	関西の影響のある財界人等に鳥取の魅力を語ってもらい、食と鳥取自動車道に絡めてPR記事を掲載 (13P編集タイアップ記事)	大手新聞	1,008千円	関西の大手新聞紙面に広告掲載 (3回、概ね半5段)	関西ローカルのテレビ番組	1,500千円	関西のローカルテレビ番組でPRコーナーを放映(1回)	計	5,238千円	
媒体	所要額	概要																					
あまから手帖	2,730千円	関西の影響のある財界人等に鳥取の魅力を語ってもらい、食と鳥取自動車道に絡めてPR記事を掲載 (13P編集タイアップ記事)																					
大手新聞	1,008千円	関西の大手新聞紙面に広告掲載 (3回、概ね半5段)																					
関西ローカルのテレビ番組	1,500千円	関西のローカルテレビ番組でPRコーナーを放映(1回)																					
計	5,238千円																						

平成24年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

名古屋代表部（電話：052-262-5411）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取自動車道全通に向けた中京圏における情報発信事業	0	6,353	6,353				6,353	
トータルコスト	0	8,767	8,767	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	企画調整業務、契約・支払業務				
工程表の政策目標(指標)	中京圏における鳥取県情報の発信による認知度の向上と観光誘客							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取自動車道全線開通を好機として、大きな圏域人口を抱えながら、未だ鳥取県の認知度が高くない中京圏に対し、

- ・近くなる鳥取県（鳥取県へのアクセス・所要時間）
- ・鳥取県の魅力（まんが、食、温泉、自然、見所など）

のPRを行うことで、認知度向上及び誘客促進を図る。

○中京圏（東海3県）の圏域人口は、11,334千人  
 ○中京圏の方は、「鳥取砂丘」「ゲゲゲのふるさと」という名前は知っていても「鳥取県がどこにあるのか」「鳥取県へのアクセス、所要時間」といったことが認識されていないのが実態。

2 主な事業内容

中京圏からの利用が多いと思われる自動車利用者を主な対象としてPRを実施。

区分	所要額	事業内容
高速道路のサービスエリアでの県の魅力発信	3,518千円	中京圏の高速道路のサービスエリアで配布されるパンフ・冊子で、近くなる鳥取県とその魅力をPR ①「サービスエリアガイド」（サービスエリアやインターチェンジの情報や地図が掲載されたガイド） ・平成25年1月発行：50万部 ②「フリーペーパー」（ファミリーを対象とした地域情報やドライブ情報掲載の冊子） ・平成25年1月発行：15万部
旅情報誌を活用した県の魅力発信	2,835千円	中京圏で発行される「レジャー、旅、ドライブ」情報誌に、近くなる鳥取県へのアクセスや魅力を紹介 ・平成25年3月発行：7万部 8ページにわたって鳥取県を紹介 ※情報誌がコンビニ等で40～60日間配架されGWまで効果が期待できる。
合計	6,353千円	

平成24年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課 (内線: 7590)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 拉致被害者等帰国時生活再建対策事業費	0	2,977	2,977				2,977	
トータルコスト	0	2,977	2,977	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	拉致問題の早期解決に向けた啓発、帰国後支援体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>4年ぶりに再開された日朝政府間協議の進展に伴い、鳥取県出身の拉致被害者等の帰国に備えて万全の体制をとるため、帰国時の支援に必要となる経費を計上する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>拉致被害者等の帰国後の生活支援等に要する経費 2,977千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国拉致被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう生活相談に応じ、必要な助言を行うことができる支援体制の整備</li> <li>・「北朝鮮による拉致被害者支援連絡協議会」及び関係省庁(外務省、内閣府)との連絡調整に要する事務的経費</li> </ul> <p>※拉致被害者・配偶者等が帰鳥するための経費は国が支出</p> <p>3 最近の取組状況</p> <p>(1)「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい in米子」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月16日に松原拉致問題担当大臣や「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」の飯塚会長ほかが出席して、内閣府等と共催で開催した。</li> <li>・大臣からは、小泉首相(当時)訪朝から10周年となる今年9月に拉致問題の進展につながる動きがある可能性が示された。</li> <li>・平井知事から大臣に、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するための要望書を手交した。</li> </ul> <p>(2) 拉致問題の解決に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月29日に松原大臣に、松本孟さんのメッセージを伝えるとともに、拉致問題を日朝間の協議の議題とするよう要請を行った。</li> <li>・9月2日に東京都日比谷公会堂で開催された「国民大集会」に知事が出席し、「いよいよ時きたれり。金正恩に政権が代わったこの変わり目を捉えない限り解決はない。松本京子さんを救い出してほしい。よろしく申し上げます。」とメッセージを発信した。</li> </ul> <p>(3) 帰国支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米子市と生活再建のための支援施策、支援体制の検討を継続的に実施している。</li> </ul> <p>(4) 県民への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1000万署名運動の協力、ブルーリボン運動、出前方式の学習会で拉致被害者家族の松本孟さんによる講演の開催、啓発パネル展の開催等、拉致問題への理解を広げている。</li> </ul>								

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	
1 報 酬	497,760		497,760	202,891		202,891	169,467		169,467
2 給 料	2,953,450		2,953,450	1,793,090		1,793,090	1,435,778		1,435,778
3 職員手当等	4,857,694		4,857,694	4,264,671		4,264,671	4,084,163		4,084,163
4 共 済 費	1,188,476		1,188,476	712,237		712,237	571,245		571,245
5 災 害 補 償 費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	33,575		33,575	33,575		33,575	33,575		33,575
7 賃 金	32,007		32,007	27,267		27,267	26,523		26,523
8 報 償 費	194,033	1,714	195,747	149,220		149,220	21,561		21,561
9 旅 費	232,539	1,777	234,316	108,773		108,773	103,410		103,410
費用弁償	18,572		18,572	2,372		2,372	2,179		2,179
普通旅費	161,565	699	162,264	95,376		95,376	90,342		90,342
特別旅費	52,402	1,078	53,480	11,025		11,025	10,889		10,889
10 交 際 費	4,650		4,650	4,550		4,550	4,550		4,550
11 需 用 費	490,724	4,712	495,436	285,960		285,960	276,293		276,293
12 役 務 費	520,769		520,769	153,793		153,793	123,513		123,513
13 委 託 料	3,358,645	58,530	3,417,175	831,505	11,591	843,096	727,966	11,591	739,557
14 使用料及び賃借料	581,447	809	582,256	149,617		149,617	142,266		142,266
15 工 事 請 負 費	969,614		969,614	396,715		396,715	396,715		396,715
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	109,762	3,954	113,716	4,509	3,954	8,463	4,409		4,409
19 負担金、補助及び交付金	7,197,947	8,678	7,206,625	1,003,518		1,003,518	116,505		116,505
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	193,000		193,000	35,000		35,000	35,000		35,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	1,511,972		1,511,972	151,362		151,362	151,362		151,362
26 寄 付 金									
27 公 課 費	375		375						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	24,930,939	80,174	25,011,113	10,310,753	15,545	10,326,298	8,426,801	11,591	8,438,392
財 源									
内 庫 支 出 金	1,380,487	62,075	1,442,562	183		183	183		183
地 方 債	433,000		433,000	81,000		81,000	81,000		81,000
そ の 他	2,585,287	5,000	2,590,287	409,646		409,646	400,456		400,456
一 般 財 源	20,532,165	13,099	20,545,264	9,819,924	15,545	9,835,469	7,945,162	11,591	7,956,753

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目  節	2款 総務費								
	うち総務部								
	1項 総務管理費			3項 徴税费					
	9目 県外事務所費						2目 賦課徴収費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	18,336		18,336	33,424		33,424	31,252		31,252
2 給 料				357,312		357,312			
3 職員手当等				180,508		180,508			
4 共 済 費	2,822		2,822	140,992		140,992	4,825		4,825
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	81		81	744		744	744		744
8 報 償 費	3,061		3,061	127,659		127,659	127,623		127,623
9 旅 費	9,120		9,120	5,363		5,363	3,539		3,539
費用弁償	1,370		1,370	193		193	175		175
普通旅費	6,401		6,401	5,034		5,034	3,324		3,324
特別旅費	1,349		1,349	136		136	40		40
10 交 際 費	900		900						
11 需 用 費	10,869		10,869	9,667		9,667	6,131		6,131
12 役 務 費	10,701		10,701	30,280		30,280	28,630		28,630
13 委 託 料	67,704	11,591	79,295	103,539		103,539	103,069		103,069
14 使用料及び賃借料	40,405		40,405	7,351		7,351	5,799		5,799
15 工事請負費									
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	90		90	100	3,954	4,054		3,954	3,954
19 負担金、補助及び交付金	14,248		14,248	887,013		887,013	878,534		878,534
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	178,337	11,591	189,928	1,883,952	3,954	1,887,906	1,190,146	3,954	1,194,100
財 源 内 訳	国庫支出金								
	地方債								
	その他	3,382		3,382	9,190		9,190	1,279	1,279
	一般財源	174,955	11,591	186,546	1,874,762	3,954	1,878,716	1,188,867	3,954

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費								
				うち総務部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	357,863		357,863	8,536		8,536	8,536		8,536
2 給 料	1,578,128		1,578,128	40,942		40,942	40,942		40,942
3 職員手当等	890,843		890,843	20,603		20,603	20,603		20,603
4 共 済 費	630,261		630,261	16,883		16,883	16,883		16,883
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃 金	484		484						
8 報 償 費	78,634	50	78,684	5,756		5,756	5,756		5,756
9 旅 費	66,395	1,640	68,035	3,904	1,560	5,464	3,904	1,560	5,464
費用弁償	8,639		8,639	416		416	416		416
普通旅費	35,934	960	36,894	1,682	960	2,642	1,682	960	2,642
特別旅費	21,822	680	22,502	1,806	600	2,406	1,806	600	2,406
10 交 際 費									
11 需 用 費	194,582		194,582	4,009		4,009	4,009		4,009
12 役 務 費	94,103		94,103	4,318		4,318	4,318		4,318
13 委 託 料	2,663,325	41,975	2,705,300	39,890	1,337	41,227	39,890	1,337	41,227
14 使用料及び賃借料	71,408	80	71,488	2,421	80	2,501	2,421	80	2,501
15 工 事 請 負 費	41,961	41,135	83,096						
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	33,691	8,576	42,267						
19 負担金、補助及び交付金	32,616,417	93,361	32,709,778	316,948		316,948	316,948		316,948
20 扶 助 費	2,293,450		2,293,450						
21 貸 付 金	50,347		50,347						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料	457,000		457,000						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	364,227		364,227						
26 寄 付 金	1,250		1,250						
27 公 課 費	98		98						
28 繰 出 金	2,558		2,558						
予 備 費									
計	42,487,025	186,817	42,673,842	464,210	2,977	467,187	464,210	2,977	467,187
財 源	国庫支出金	3,194,902	3,695	3,198,597	228,459		228,459		228,459
	地方債								
	その他	4,708,022	176,310	4,884,332	387		387		387
	一般財源	34,584,101	6,812	34,590,913	235,364	2,977	238,341	235,364	2,977

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	3款 民生費			総 務 部 合 計			
	うち総務部						
	1項 社会福祉費			補正前	補正額	補正後	
	1目 社会福祉総務費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	8,536		8,536	211,427		211,427	
2 給 料	40,942		40,942	1,834,032		1,834,032	
3 職員手当等	20,603		20,603	4,285,274		4,285,274	
4 共 済 費	16,883		16,883	729,120		729,120	
5 災 害 補 償 費				500		500	
6 恩給及び退職年金				33,575		33,575	
7 賃 金				27,267		27,267	
8 報 償 費	5,756		5,756	154,976		154,976	
9 旅 費	3,904	1,560	5,464	112,831	1,560	114,391	
費用弁償	416		416	2,788		2,788	
普通旅費	1,682	960	2,642	97,212	960	98,172	
特別旅費	1,806	600	2,406	12,831	600	13,431	
10 交 際 費				4,550		4,550	
11 需 用 費	4,009		4,009	290,299		290,299	
12 役 務 費	4,318		4,318	158,313		158,313	
13 委 託 料	39,890	1,337	41,227	871,695	12,928	884,623	
14 使用料及び賃借料	2,421	80	2,501	152,108	80	152,188	
15 工 事 請 負 費				396,715		396,715	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費							
18 備 品 購 入 費				4,509	3,954	8,463	
19 負担金、補助及び交付金	316,948		316,948	8,150,916		8,150,916	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金				2,000		2,000	
23 償還金、利子及び割引料				6,200,388		6,200,388	
24 投資及び出資金							
25 積 立 金				151,362		151,362	
26 寄 付 金							
27 公 課 費							
28 繰 出 金				58,055,447		58,055,447	
予 備 費				150,000		150,000	
計	464,210	2,977	467,187	81,977,304	18,522	81,995,826	
財 源 内 訳	国庫支出金	228,459	228,459	228,642		228,642	
	地方債			81,000		81,000	
	その他	387		387	5,940,736		5,940,736
	一般財源	235,364	2,977	238,341	75,726,926	18,522	75,745,448

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 「13食博覧会・大阪」出展事業費	14,050		0	平成25年度	14,050			495	13,555



条 例 名 等	鳥取県税条例の一部改正について																									
提 出 理 由	1 提出理由 (1) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるために課す森林環境保全税の適用期間を延長する。 (2) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。  2 概要 (1) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を5年間延長し、個人にあつては平成29年度（現行 平成24年度）までの各年度、法人にあつては平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までの間に開始する各事業年度等を対象とする。 (2) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までの産業廃棄物の最終処分場への搬入を課税対象とする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(2)に関する事項は、規則で定める日から施行する。  （参考）森林環境保全税及び産業廃棄物処分場税の概要（現行）																									
及 び 概 要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>森林環境保全税</th> <th>産業廃棄物処分場税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 的</td> <td>・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成</td> <td>・産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理の促進</td> </tr> <tr> <td>納税義務者</td> <td>・県民税均等割を納付する個人又は法人</td> <td>・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者</td> </tr> <tr> <td>課税方法</td> <td>・県民税均等割の超過課税</td> <td>・特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入等</td> </tr> <tr> <td>税 率</td> <td>・個人 年間 500円 ・法人 年間1,000円～40,000円 （均等割額の5%相当額）</td> <td>・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円</td> </tr> <tr> <td>H23年度税込</td> <td>176,381千円</td> <td>5,347千円</td> </tr> <tr> <td>税込使途</td> <td>・人工林の強度間伐等の実施 ・森林体験企画や森林環境教育活動等の支援 ・保安林の保全・整備 ・竹林対策 等</td> <td>・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>・平成17年度～19年度（3年間） ・平成20年度～24年度（5年間）</td> <td>・平成15年度～17年度（3年間） ・平成18年度～19年度（2年間） ・平成20年度～24年度（5年間）</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	森林環境保全税	産業廃棄物処分場税	目 的	・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成	・産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理の促進	納税義務者	・県民税均等割を納付する個人又は法人	・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	課税方法	・県民税均等割の超過課税	・特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入等	税 率	・個人 年間 500円 ・法人 年間1,000円～40,000円 （均等割額の5%相当額）	・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円	H23年度税込	176,381千円	5,347千円	税込使途	・人工林の強度間伐等の実施 ・森林体験企画や森林環境教育活動等の支援 ・保安林の保全・整備 ・竹林対策 等	・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成	適用期間	・平成17年度～19年度（3年間） ・平成20年度～24年度（5年間）	・平成15年度～17年度（3年間） ・平成18年度～19年度（2年間） ・平成20年度～24年度（5年間）
区 分	森林環境保全税	産業廃棄物処分場税																								
目 的	・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成	・産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理の促進																								
納税義務者	・県民税均等割を納付する個人又は法人	・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者																								
課税方法	・県民税均等割の超過課税	・特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入等																								
税 率	・個人 年間 500円 ・法人 年間1,000円～40,000円 （均等割額の5%相当額）	・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円																								
H23年度税込	176,381千円	5,347千円																								
税込使途	・人工林の強度間伐等の実施 ・森林体験企画や森林環境教育活動等の支援 ・保安林の保全・整備 ・竹林対策 等	・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成																								
適用期間	・平成17年度～19年度（3年間） ・平成20年度～24年度（5年間）	・平成15年度～17年度（3年間） ・平成18年度～19年度（2年間） ・平成20年度～24年度（5年間）																								

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、<u>同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</u></p>		<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成24年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、<u>同条に定める額に500円を加算した額とする。</u></p>																			
<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p>		<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u></td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		法人の区分	加算額	(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u>	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>次に掲げる法人</u></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ <u>人格のない社団等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ <u>資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表に</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法人	加算額	(1) <u>次に掲げる法人</u>	1,000円	ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u>		イ <u>人格のない社団等</u>		ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>		エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</u>		オ <u>資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表に</u>	
法人の区分	加算額																				
(1) <u>第41条の表の(1)の項に掲げる法人</u>	1,000円																				
法人	加算額																				
(1) <u>次に掲げる法人</u>	1,000円																				
ア <u>法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</u>																					
イ <u>人格のない社団等</u>																					
ウ <u>一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</u>																					
エ <u>保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</u>																					
オ <u>資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表に</u>																					

		において同じ。)で資本金等の額が 1,000万円以下であるもの	
(2) 第41条の表の(2)の項に掲げる法人	2,500円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	2,500円
(3) 第41条の表の(3)の項に掲げる法人	6,500円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	6,500円
(4) 第41条の表の(4)の項に掲げる法人	27,000円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	27,000円
(5) 第41条の表の(5)の項に掲げる法人	40,000円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもの	40,000円
<p>(森林環境保全税の使途)</p> <p>第53条の21 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>		<p>(森林環境保全税の使途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金(鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成25年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (4) 鳥取県情報公開条例等の一部改正について                  (平成24年7月30日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  特例民法法人が公益財団法人に移行したことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 職員の給与に関する条例                  ア 給与からの控除について定めた規定中、控除の対象となる保険を取り扱う財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部の名称を改める。                  イ 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例                  ア 職員の派遣について定めた規定中、職員を派遣することができる財団法人鳥取県産業振興機構、財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び財団法人鳥取県体育協会の名称を改める。                  イ 施行期日は、公布日とする</p>

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、<u>公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部</u>が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、<u>財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部</u>（昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の鳥取支部をいう。）及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～エ 略 オ <u>公益財団法人鳥取県産業振興機構</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～エ 略 オ <u>財団法人鳥取県産業振興機構</u>（昭和48年7月</p>

<p>カ～ク 略</p> <p>ケ <u>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構</u></p> <p>コ・サ 略</p> <p>シ <u>公益財団法人鳥取県体育協会</u></p> <p>ス 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>23日に財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社と いう名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>カ～ク 略</p> <p>ケ <u>財団法人ふるさと鳥取県定住機構（平成6年 9月30日に財団法人ふるさと鳥取県定住機構と いう名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>コ・サ 略</p> <p>シ <u>財団法人鳥取県体育協会（昭和48年12月22日 に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立さ れた法人をいう。)</u></p> <p>ス 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (15) 鳥取県税条例の一部改正について                  (平成24年9月1日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  社団法人全国保健センター連合会の解散及び財団法人日本自動車査定協会の一般財団法人への移行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 社団法人全国保健センター連合会に係る自動車取得税及び自動車税の課税免除について定めた規定を削る。                  (2) 自動車税の減免について定めた規定中、商品中古自動車であることを証明する財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所の名称を改める。                  (3) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第5号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>社団法人全国保健センター連合会（昭和39年2月3日に社団法人全国母子健康センター連合会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</u>が取得し、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センターが専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供する自動車</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>社団法人全国保健センター連合会が所有し、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センターが使用する自動車</u>で専ら母性並びに乳児及び幼児の保健指導の用に供するもの</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>
<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者については、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自</p>	<p>(自動車税の減免)</p> <p>第137条の2 知事は、第8条第1項の表の自動車税の項の右欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当することにより自動車税の減免を受けた者に対しては、当該減免の対象となった自動車税に係る賦課期日の属する年度において1回に限り、当該減免の対象となった自</p>



動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(3) 略

2 略

動車に代わる自動車の所有に係る自動車税を減免することができる。

(1) 略

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号に規定する自動車を取り扱う者で規則で定める要件を備えたものが、賦課期日において、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けている自動車で商品中古自動車であることが財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。）において証明されているものを商品として所有し、及び展示する場合

(3) 略

2 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (16) 県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てに係る訴えの提起について  (平成24年9月1日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てに係る訴えの提起について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>2 概要  県税(自動車税)の徴収のため、滞納者が相手方に対して有する「金銭消費貸借契約に基づく過払金の返還請求権」を差し押さえたが、第三債務者である相手方が債務の履行に応じないため、取立訴訟の提起を行うもの。</p> <p>(1) 相手方  東京都 企業</p> <p>(2) 請求の趣旨  県税の滞納者が相手方に対して有する過払金返還請求権等の支払い及び訴訟費用の負担を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東京本部	物品 保守	複合機	1台	東京都港区六本木三丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社 公共第二営業部	月当たり賃借料 10,000円 及び使用1枚当たり 黒 1.10円 カラーコピー 10.00円 カラープリンタ 7.00円	平成24年6月1日 ～平成27年5月31日	鳥取県東京本部
2	関西本部	物品 保守	複合機	1台	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号 富士ゼロックス大阪株式会社 官公庁営業部	使用1枚当たり 黒 1.00円 カラー 9.00円	平成24年6月1日 ～平成28年5月31日	鳥取県関西本部
3	公文書館	物品	液晶ディスプレイ	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	64,260	平成24年6月1日 ～平成27年5月31日	鳥取県立公文書館